

平成24年8月22日

生駒市議会議長 山田正弘様

市民福祉委員会委員長 上原しのぶ

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 派遣期間 平成24年8月3日(金)

2 派遣場所 生活支援センターコスモールいこま
生活支援センターあすなろ
生活支援センターあけび
生活支援センターかざぐるま
テクノパークふろぼの生駒

3 事 件 障がい者の自立と支援について

4 派遣委員 上原しのぶ 成田智樹 山田正弘 伊木まり子 山田弘己
樋口稔

5 概 要 別紙のとおり

市民福祉委員会視察の概要

1 視察の目的

障がい者の自立と支援において、市内の障がい者に対する福祉サービスの現状を把握するため、市内の障がい児・者にサービスを提供している法人のうち、市から相談業務などを委託している生活支援センターを運営されている4法人と、市内で地域活動支援事業を実施されている1法人の各施設において視察研修を実施した。

2 視察の概要

(1) 生活支援センターコスモールいこま（社会福祉法人 萌）

▼事業等の概要

- 生活支援センター・地域活動支援センターとして、精神疾患の一番初めの窓口として不可欠の役割を果たしている。個々の状況に応じて生活相談や就労相談、電話相談などを随時に行っている。
- 生活支援センターは、ホームヘルプ、働き場所の相談などの生活支援を行っている。2.5人の職員で運営。年間250人、延べ3,810人の市民が利用。精神障がい者とその家族や精神障がいがあると診断されていない人など、障がい者手帳がなくても相談、利用できる。年間1,350万円、市からの委託料あり。
- 地域活動支援センター（3F）は、職員は2人の正規とパート。60人が登録している。精神障がい者は思春期から20代、30代の社会に出ていくうとする時期に発病することが多く、他人とのコミュニケーションを取りづらい人が多い。ここでは、働くことよりも家から出ること、当事者の自信を回復してもらうことを目的としている。みんなが集まれるサロンのような場を提供している。障がい者が大学の学生や民生委員に自分の体験を語ることもある。自信の回復に繋がる。
- 菓子づくりなど軽作業をする「はなな」、パン製造・販売等、はななと比較して責任の重い作業をする「ひだまり」（各20名登録、1日当たり約10名作業）を運営。いずれも就労継続支援B型の施設。一般就労が困難な方に対して「仕事がしたい」「働きたい」のニーズに応える。
- ららぽーとや宝山寺福祉事業団の清掃作業も受託。

▼要望・課題等

- 市の委託料は利用者数が増えても同じ額。利用者数に見合った増額をお願いしたい。
- 以前は保健所が月1回、精神障がいについて学ぶ機会を設けていた。法改正後、機会が無くなった。精神障がいについて市の協力を得て、学ぶ機会を開催したい。
- 精神障がい者保健福祉手帳は、基本的に2年間の有効期限後、自ら更新手続きを実行しないと失効される制度となっており、現行では発行者側から更新時期において事前の更新通知がないため、そのまま失効を招くケースがある。また、同手帳は、身体障がい者手帳と比較して、所持することでのメリットが少なく、発行

申請や継続所持するインセンティブに欠ける。それゆえ発行数が障がい者の実数より少ないと想定される。

- 学校教育の場面で、精神疾患や精神障がいについて詳しく学ぶ機会が減少していることに大きな懸念がある。
- 製造したパンを学校給食に取り入れるなど、販売先、販路の確保・拡大のための支援は検討できないか。

(2) 生活支援センターあすなろ（社会福祉法人 宝山寺福祉事業団）

▼事業等の概要

- 「こども支援センターあすなろ あずさ」には、発達の遅れや育てにくさを感じる就学前の子ども、身体障がい児など1～5歳の約200人が通っている。生駒市内だけではなく、県下の子どもが対象だが、市外の子どもは少数。あずさは定員30人（満員）で待機児童がいる状況。発達の程度などによりグループ分けしていく5クラスあるが、半日クラスはなく、全て10時から15時の1日クラス。
- 療育手帳は所持していないが、多少問題があり、人間関係が築けないなどの障がいがある幼児、また、気管切開児等も看護師を配置しており受け入れ可能。
- 通所のきっかけは、市の健康課、病院からの紹介、インターネット、また母親からの直接の申し込みなどケースバイケースである。
- 乳幼児健診受診後の紹介通所、医療機関からの紹介など、行政との連携が良好な点は他市に自慢できる。市内の幼稚園やこどもサポートセンターゆうなどの関係機関との連携も良好。
- 「生活支援センターあすなろ」は、発達相談を行っており、希望に応じて幼稚園や保育所に出向くこともある。毎週水曜日にオープンスペースを無料で開放している。小学生も来ている。2～8組の親子が利用。市から約1,350万円の委託料が支払われている。
- 保育園、幼稚園に通園している園児については、それらの職員との連携・交流が何よりも不可欠である。重要なことは、障がいを早期発見、早期治療をすることによって改善の方向に導くこと。療育施設の受け皿が少ないなかニーズが高まっている。

▼要望・課題等

- センターの運営費用は利用者数に応じて国保連合に請求する。インフルエンザなどで急に子どもが休むことになっても職員の配置は必要。また、東大寺整肢園通園児から、近くに通所したいという希望に応じ、職員を配置しても、休まれると、国保に請求できない。手厚い職員の配置をしたいが、そのための人件費が保障されていない。
- 更に、来年度からは1人1人の児童についてケアプランを作成し、それに見合つ

- 障がいのある子どもを対象としているが、保護者が問題(保護者自らが病んでいる場合や家庭環境が複雑である等)を抱えている場合があり、子どもよりも保護者への対応、ケアが急務となるケースがある。
- 発達の幅が広い乳幼児については、障がいの発見は、常に慎重に乳幼児の動きを観察する必要があり、障がいを認め難い保護者の心情にも配慮した対応も必要であろう。

(3) 生活支援センターあけび（NPO法人 あけび）

▼事業等の概要

- 主に身体障がい者を対象とする福祉サービス事業として、相談支援事業、生活介護、居宅介護、移動支援や家族の緊急時に障がいのある人や子どもを預かる地域生活支援事業を行っている。開所日は月～金の10時～16時、定員20名で1日平均8.2人が施設を利用。福祉センター内で運営。
- 利用者は脳性まひなどの生まれつきの障がいを持つ人より、交通事故やスポーツ損傷、病気により障がいを持つようになった人が多いとのこと。学校の夏休み期間は、特別支援学級に通う児童による日中利用が増加する。
- スタッフの方々が厚い思いを込めて、温かい雰囲気の中で支援につとめておられる様子が伝わってきた。利用者は車いす利用者がほとんどである。
- 動物（犬）やロボットを使用したセラピーも行っている。

▼要望・課題等

- 食堂、作業室など、基本的な生活介護を実施するスペースが極めて狭い。また、施設内の各種設備が老朽化しており、全般を通して不十分な状況である。
- 居室の一部を入浴施設として使用しているが、環境整備が不十分。座位での入浴に対応できない、浴室や脱衣室の間仕切りも急ごしらえのまま、床も水回り用になっていないなど、ハード面は喫緊の課題で、早急な改善が必要。
- 急なショートステイに対応してくれる施設が無く、利用者や家族は非常に困っている。
- 障がいの種類・内容によっては家族が在宅看護を希望するため、当施設の積極的利用に繋がらない。
- 交通事故や難病に起因する重度身体障がい者を受け入れる施設としては、厳しい環境。社会保障制度の適用を検討しながら、環境を改善する手立てを検討する必要がある。

(4) 生活支援センターかざぐるま（社会福祉法人 いこま福祉会）

▼事業等の概要

- いこま福祉会は平成48年に発足した『生駒市障がい児・者を守る連合会』を母体に平成13年に設立され、翌年現在地に「かざぐるま」を竣工、平成15年から障がい者生活支援事業を受託している。同法人は、「かざぐるま」での障がい者相談支援、就労継続支援B型事業、生活介護事業、居宅介護サービス、重度訪問介護事業、短期入所事業、移動支援事業、福祉ホーム事業などの他、ケアホームの運営、コラボショップお～くるや喫茶ゆうほ～（就労継続支援B型事業）の運営、一般就労支援も行っている。
- 「かざぐるま」での陶芸、さをり織り、リサイクル作業などの生活介護の様子を見学し、また、喫茶ゆうほ～で昼食をとり、就労継続支援B型事業の様子も身近に知る機会を得た。
- 障がいのある方々が、地域で生活するために必要なサービスを提供している施設として不可欠な役割を果たしている。5か所の作業所を開設し、知的障がいを持つ方々の生きる場、働く場、憩いの場としての役割を果たしている。
- 現在、利用者の平均年齢は30歳。定員80人のところ、平成24年4月現在99人が利用。

▼要望・課題等

- 経営的視点より福祉的な視点を重視するため経営はかなり厳しいものがある。
- 毎年、養護学校の卒業生の受け入れの場としては重要な役割を果たしている施設であるが、関係者からは、現状では定員いっぱいであり、さらに新しい施設の建設を願う声が大きくなっている。平成25年以降の重度障がい児・者の受け入れ見通しは立っていないこと（平成24年6月11日付要望書あり）
- 障がいを持つ方々が一人の市民として地域で生きる場としての施設建設は重要な課題である。先般、個人給付としての福祉年金を廃止して、障がい者施策全体に寄与する形を選択した経緯から一日も早い施設建設を望む声が大きくなっている。
- ゆうほ～とおーくるの家賃（月額20万円）と農園の地代（月額1万円）が負担になっている。同法人が経営する「喫茶ゆうほ～」は、年間の収入が1,600万円、支出が1,650万円で約50万円の赤字である。
- 「かざぐるま」本部の施設環境としては充実している感があり、ハード面より施設利用者数が相対的に多いことから、人的に関わるソフト面の充実が望まれると考えられる。

(5) テクノパークふろぼの生駒（NPO法人 地域活動支援センター ふろぼの）

▼事業等の概要

- 就労移行支援事業を実施。アセスメントとして、チャレンジプログラムがあり、得意なこと、できること、苦手なことを整理して自分の課題を意識する。トレーニングとしてIT基礎訓練、ワークプログラム、ビジネスマナー講座がある。マッチングとして職場体験をする。以上のような訓練を受け働きたいという思いを持った障がい者が就労に移行するための支援を国からの補助金を受け、一人あたり2年間限定で行っている。
- 3障がいを受け入れ、定員は20人で1日平均16人が就労移行支援を受けている。
- 就労継続B型の次の段階へ進める人が一般教養や職業訓練を受ける場所。障がい年金が約6万7千円、授産施設の給与が1万円～1万5千円では自立した生活ができないため、積極的に就職先の斡旋を行っている。
- すべての障がい者の就労移行支援の場としての「ふろぼの」。「ふろぼの」とは、良い社会をつくろうという意味。
- ITを活用した様々な就労支援特に記帳入力代行事業、なら語り大人の名刺の印刷、ネット販売「なら風ギフト」、パソコン講座や、まちづくりに繋がる「ふろぼのなら風の会」の活動など、さまざまな取り組みを実施している。
- 先進的な経営・事業感覚をもつ事業者が、新規事業を開拓し、熱心に取り組んでいる状況がうかがえた。

▼要望・課題等

- 就労支援の立場から考察すると、奈良県は東証一部上場企業が地元銀行の一社のみである現状を踏まえると、支援環境としては芳しくない。また、生駒市に限っても、社員数が100人を数える企業体が存在しないことも合わせて勘案すると、就労環境としては恵まれない環境にある。
- 理事長いわく、「戦力になる労働者を作らなければならない。なぜなら、企業まわりをしているが、法律で定めのある障がい者雇用に消極的な企業が多いため、即戦力となる人材を育てるようにしている。市内には100人以上の事業所はなく、また、県内に上場企業は1社しかない現状では、雇用環境は非常に厳しい。」
- NPO法人だけあって、就労支援に関わる民間企業へのアプローチの仕方には、多大な積極性を感じた。民間企業には中々手が回らないニッチな事業に対し、少しでも可能性を見つけて、取り組んでいく姿勢に共感を覚えた。
- 障がい者が働く場を得て就労に移行できることは重要な課題である。ふろぼのの果たす役割は、とかく無視されがちな障がい者的人格と尊厳を重んじたものであり、地域で障がい者が生きるために、働きたいと言う思いを支える大切な支援である。
- 就労後についても継続的な支援が必要と思われる。

3 全体を通しての考察・総括

- 市内の5つの施設を視察し、それぞれの役割が明確になった。具体的には、精神障がい者にとって、最初の相談の窓口としての生活支援センターコスモールいこま。障がいを早期に発見し、療育によって改善するためのあすなろ。身体障がい者の生活を支えるあけび。知的障がい者の通所施設としてのかざぐるま。障がい者の就労支援を専門に訓練するテクノパークふろぼの生駒。これら5つの施設が、それぞれの障がいに応じた対応で、市民生活を支えている具体的な課題を学んだ。
- 課題を充分にこなすためには改善が不可欠な施設もある。これらについては、早急に市としても改善措置を取るべきだと痛感した。
- 重要なことは、障がい者の人格と尊厳が大事にされる地域社会を作ること。そのために市政がなすべきことをしっかりと把握すべきである。
- テクノパークふろぼのを除く4施設（4法人）は、3障がいと児童に対応した「生活支援センター」としての役割を担っており、並行して就労支援や生活介護などのそれぞれのサービスを実施されているが、現在の社会経済状況の中、どの施設も非常に厳しい状況にあると感じられた。
- テクノパークふろぼのは、同業者と共同でギフト販売を手がけたり、独自のブランドで雇用を創出したり、理事長をはじめとするスタッフが熱意をもって、活発に活動されていることが印象的であった。
- 施設を視察し、事業者の話しをお聞きし、議会として、優先すべき課題を考えてみた。
生活支援センター あけびと生活支援センターかざぐるまの利用者・受け入れ予定者（身体、知的障がい児・者）に対する新たな施設整備が喫緊の課題と思われた。また、精神障がい、児童発達障がいについては、議会として行うべきことは、行政サイドに対し、市民への周知、教育現場での周知・啓発を求めていくこと、国に対しては給付の見直しについて働きかけが必要と思われた。
- 市民福祉委員会での調査事項として「障がい者の自立と支援」をそのテーマとしたが、今回の5施設を訪問し、身体・知的・精神等の各種障がいにおける各々の社会保障制度と利用される施設・対象者の在り方において、必ずしもすべての分野において、公平・公正に障がい者福祉の施策が図られているとは感じられなかった。
- 平成25年4月から、現行の「障がい者自立支援法」における各種のサービス事業が新法である「障がい者総合支援法」として改定され、段階的に施行されることから、この新法の観点からも引き続き考察していきたいと考える。